

未来への一票！



# 秋田県知事選挙／秋田市長選挙

## 4月9日(日)は投票日！

投票時間▶午前7時～午後8時(河辺・雄和地域は午後7時まで)

【告示日】 県知事選挙＝3月23日(木) 市長選挙＝4月2日(日)

【開票】 投票日の午後9時15分からCNAアリーナ★あきたで行います

問い合わせ 秋田市選挙管理委員会 ☎(888)5786

ホームページ▶<http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/>

### 秋田市で投票できるかた

平成11年4月10日以前に生まれ、平成29年1月1日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた

▼平成28年12月23日から29年1月1日までに、他市町村から転入したかたは秋田市で投票できませんが、期日前投票開始日が異なります。

▼平成29年3月11日以降、市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地の投票所での投票になります。

### 秋田市に転入

平成29年1月2日以降、秋田県内の他市町村から秋田市に転入した場合、県知事選挙は前の居住地での投票になります。29年1月2日以降、秋田県外から秋田市に転入してきた場合、投票はできません。

\*前の居住地から投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票をすることもできますので、前の居住地の選挙管理委員会にお問い合わせください。投票用紙の請求用紙は、秋田市の選管にもあります。

### 秋田市から転出

#### 県知事選挙は…

平成28年12月9日以降、秋田市から秋田県内の他市町村に転出したかたで、秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは、秋田市で投票できません。

ただし、すでに転入先の選挙人名簿に登録されている場合は、転入先での投票になります。なお、秋田県

内で2回以上転出または秋田県外へ転出した場合は投票できません。

\*「秋田市に転入」または「秋田市から転出したかたが投票する際は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。この証明書は、各市町村の住民票担当窓口で無料で発行します。

#### 市長選挙は…

秋田市から転出したかたは投票できません。

■投票所入場券 郵便でお届けしています。投票所入場券を紛失しても投票所で再発行し、投票できますので、受付でお話してください

\*なお、県議補欠選挙および市議補欠選挙が執行されることになった場合でも、すべての選挙が、届いた入場券で投票できます。

■宣誓書 期日前投票する際、「宣誓書」に記入していただきますが、「宣誓書」は入場券裏面に印刷してありますので、事前に記入してお持ちください

■点字投票 視覚障がいがあるかたは、点字による投票もできます

■代理投票 身体の故障などで、自ら投票用紙に書くことができないかたは、投票所で本人が申請すると、係員が選挙人に代わって投票用紙に代筆し、投票を補助する代理投票ができます

■投票所の変更 第9投票所が「南部公民館」から「牛島小学校」へ、第46投票所が「川村善一所有作業所」から「下浜桂根公民館」へ変わります

### 期日前投票

選挙別期間

県知事選挙▶3月24日(金)～4月8日(土)  
市長選挙▶4月3日(月)～8日(土)

2つの選挙がすべて同時に投票できるのは4月3日(月)からです

### 会場ごとの実施日

期日前投票所

投票期間と時間

▶市役所1階 市民ホール



3月24日(金)  
4月8日(土)  
午前8時30分  
午後8時

▼西部市民SC3階  
▼北部市民SC1階  
▼河辺市民SC2階  
▼雄和市民SC1階  
▼岩見三内連絡所  
▼大正寺連絡所

4月3日(月)  
8日(土)  
午前8時30分  
午後5時

▼秋田駅西口

▼ぼぼろーど2階

▼イオンモール秋田

2階

4月3日(月)  
8日(土)  
午前10時  
午後8時

▼秋田大学

▼手形キャンパス

▼大学会館2階

\*構内駐車場は利用できません。

4月5日(水)  
午前11時  
午後5時



## 市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

春は引越しのシーズン



転入・転出の手続きはお忘れなく

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

現在、新庁舎の開庁による利用者の増加と屋外環境整備工事に伴い、市役所駐車場が混雑しております。また、3月・4月は転入・転出の届け出などで、窓口が大変混み合う時期です。

市役所または各市民サービスセンターへは、できるだけ公共交通機関をご利用いただくか、乗り合わせでお越しくださるようお願いいたします。



転入・転出・転居などの  
手続きは  
次の窓口へどうぞ

届出窓口

・市民課 ☎(8888)5626

・西部市民SC ☎(8888)8080

・南部市民SC ☎(8388)1212

・北部市民SC ☎(893)5984

・河辺市民SC ☎(882)5131

・雄和市民SC ☎(886)5525

・駅東SC ☎(887)5320

・岩見三内連絡所

☎(883)2111

・大正寺連絡所 ☎(887)2111

受付時間

平日の午前8時30分～午後5時15分(駅東SCは午前9時～)

※本人と確認できる、運転免許証

や健康保険証などをお持ちください。

また、「本人」「本人」と同一

世帯のかた「法定代理人」以外

のかたが届け出るときは委任状

が必要です。

■転入届(他の市区町村から秋田市へ)：秋田市に転入した日から14日以内

■転居届(秋田市から他の市区町村へ)：秋田市から転出する前に

持ち物(お持ちのかたのみ)：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各被保険者証、福祉医療費受給者証

給者証

\*世帯主が転出する際は、世帯全員

の国民健康保険証も必要。

■転居届(秋田市内で転居)：転居してから14日以内

持ち物(お持ちのかたのみ)：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各被保険者証、福祉医療費受給者証

給者証

\*世帯主が転出する際は、世帯全員の国民健康保険証も必要です。

期間中の4月10日(月)は「交通事故

4月6日(木)～15日(土)  
春の全国交通安全運動

期間中の4月10日(月)は「交通事故

■転居届(秋田市から他の市区町村へ)：秋田市から転出する前に

持ち物(お持ちのかたのみ)：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各被保険者証、福祉医療費受給者証

給者証

\*世帯主が転出する際は、世帯全員の国民健康保険証も必要。

■転居届(秋田市内で転居)：転居してから14日以内

持ち物(お持ちのかたのみ)：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各被保険者証、福祉医療費受給者証

給者証

\*世帯主が転出する際は、世帯全員の国民健康保険証も必要。

■転居届(秋田市内で転居)：転居してから14日以内

持ち物(お持ちのかたのみ)：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各被保険者証、福祉医療費受給者証

給者証

\*世帯主が転出する際は、世帯全員の国民健康保険証も必要。

■マイナンバーの通知カードをなくしたら

通知カードは1枚500円で再発行

します。カードが届くまで約3週間かかるため、お急ぎの場合、マイナンバーが表示された住民票1通300円で代用できます。詳しくは市民課へ。☎(888)5626

なお、マイナンバーカードをなくしたら、すぐに「マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178」へ電話してください。紛失・盗難による一時利用停止を24時間受け付けています。



死ゼロをめざす日です。車に乗るときは、すべての座席でシートベルトを着用し、あなたやあなたの大切な人の命を守りましょう。

●問い合わせ  
交通政策課 ☎(888)5766

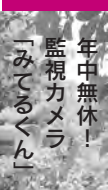
3月は市税完納  
強調月間です



市税の休日納付窓口を開設します。市県民税・固定資産税・軽自動車税の納付のほか、納付相談にも応じます。

日時：3月18日(土)・19日(日)、午前8時30分～午後5時15分  
会場：市役所2階の納税課  
☎(888)5481

なくそう！  
不法投棄



春先は、引越越しなどにより、ごみの不法投棄が多くなります。不法投棄により検挙された場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこれらの併科(同時に二つ)に処せられます。

ごみの出し方はよく確認し、正しく出しましょう。

●問い合わせ 廃棄物対策課  
☎(888)5713